

消費者庁打合せの概要（豊類公正競争規約・施行規則、協議会会則案の持ち込み関係）

日時：平成26年10月10日 13:05～14:25

場所：消費者庁会議室

消費者庁：表示対策課

豊類公正競争規約作成連絡会：会長、副会長（3名）、調査・広報委員長、規約検討委員長、
協議会検討委員長（副会長兼務）

（オブザーバー） 経済産業省、農林水産省

○ 神邊会長から挨拶の後、規約・施行規則、協議会会則の案を手渡し、浅井規約検討委員長、本島協議会検討委員長からそれぞれ現段階の案を説明。

消費者庁からは、本日は相談が始まった段階であり、今後、規約案等の内容を精査した上で質問等やりとりをさせていただきながら、内容を詰めていくこととなる旨の話があった。

○ 質疑の概略、以下のとおり。

- ・ 規約成立までどの程度の期間が見込まれるのか、スケジュール感を教えてほしい。
- 現在は一番最初の相談が始まった段階。消費者庁、公正取引委員会との調整、「表示連絡会」の開催を経て、正式に規約の認定申請を行っていただくこととなる。
- ・ 公正競争規約のルールは、協議会の会員以外にも適用されるのか。豊店が一番問題視しているのは、二重価格やおとり価格による販売。
- 公正競争規約の規定は協議会の会員のみ適用される。規約のある・なしに係わらず、景品表示法の範囲は、全体として消費者庁が取り締まる。景品表示法違反が疑われる事例があれば、具体的根拠をもとに消費者庁に通報してほしい。
- ・ 他の協議会の表示と公正マーク使用の関係はどうか。
- 公正マークの使用は業態により対応が異なるが、協議会の内部でしっかり責任を持って管理できる体制であることが重要。

（以上）